

香美市男女共同参画計画 女性活躍推進計画

思いやりプラン 2026 改定版

令和 8（2026）年度～令和 10（2028）年度

令和 8（2026）年 3 月

香美市

あ い さ つ

性別に関わらず個性と能力を発揮し、一人ひとりが自分らしくいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現は、我が国における重要課題の一つです。

男女共同参画社会基本法施行から 25 年以上経過し、経済分野では、女性の就業率は上昇し、M字カーブが解消に向かうなどの一定の成果は見られますが、国際的に見れば、役員や管理職への女性の参画は遅れており、男女間賃金差異、女性の非正規雇用労働者の割合の高さなど、構造的な課題もまだ残されています。

本市においても、男女共同参画社会基本法の理念を基に平成 20 年に男女共同参画計画を策定し、男女共同参画の学習会や啓発等の取組を推進してまいりましたが、依然として、男性も女性もともに平等な立場であらゆる分野に参画できる、男女共同参画社会の実現には未だ至っておらず、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）など、あらゆる角度からジェンダー・ギャップ解消に向けた取り組みが必要です。

こうしたことから、このたび、計画の改定年次を迎えたことに伴い、これまでの計画の進捗を整理・検証し、市民の皆様の男女共同参画に対する意識の変化や意見を反映するため、市民意識調査を実施し、本市の実情に即した施策を展開するべく、第 4 回改訂版（女性活躍推進計画と一体）を策定いたしました。

令和 8 年度からの 3 年間を期間とするこの計画では、男女共同参画社会の実現を目指し、幅広い取組を着実に進めていきたいと考えており、市民の皆様の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の改定にあたり、貴重なご意見を賜りました市民の皆様をはじめ、香美市男女共同参画推進委員会の皆様に心から感謝申し上げます、あいさつとします。

令和 8 年 3 月

香美市長 依 光 晃 一 郎

目次

第1章 計画の趣旨	1
1 計画の趣旨及び基本理念	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 香美市の状況	4
第2章 取組の基本的な考え方	6
1 家庭	7
2 教育の場	9
3 職場	12
4 地域	15
第3章 取組の展開	18
1 取組の体系	18
2 取組一覧	19
第4章 計画の推進	34
1 推進体制	34
2 男女共同参画を進めるための支援・相談窓口	35
第5章 男女共同参画社会に関する市民意識調査	38
1 香美市男女共同参画社会に関する市民意識調査	38
第6章 参考資料	67
1 男女共同参画関連の年表	67
2 男女共同参画社会基本法	73
3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	80
4 高知県男女共同参画社会づくり条例	95

語句右上に※印が付いている用語は、各ページの下部で解説しています。
また、複数回出てくる用語については、2回目以降※印を省略しています。

第 1 章 計画の趣旨

1 計画の趣旨及び基本理念



男女共同参画社会基本法前文では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現は、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題として位置づけられています。

本計画は、本市における男女共同参画社会の実現に向けて、具体的な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

計画の基本理念

**性別に関係なく市民の個性と能力を活かし、
一人ひとりが自分らしくいきいきと暮らせる社会づくり**

男女共同参画社会を実現するための5つの柱

1 人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。

2 社会制度・慣行への配慮

性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の諸制度や慣行が、男女の社会における主体的で自由な生き方の選択を制約することがないよう配慮されること。

3 政策等の立案・決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定過程に共同して参画する機会が確保されること。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が、互いに協力しあい、社会の支援の下、子育て、介護、その他の家庭生活における活動において、家族の一員としての役割を果たし、かつ、職場、地域その他の分野における活動を行うことができるようにすること。

5 国際的な協調

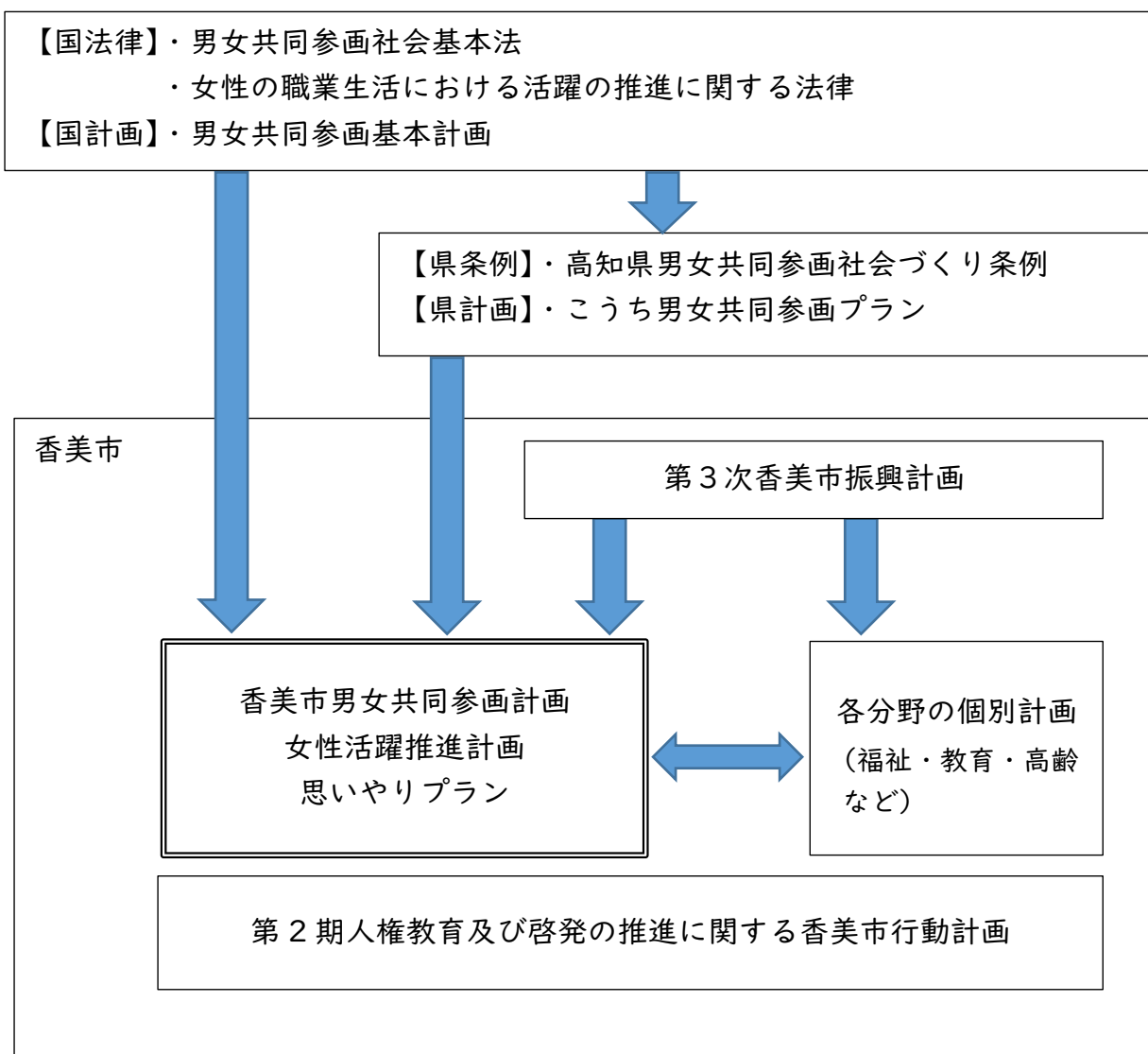
男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係にあることを考慮し、国際社会との協調の下に行われること。

2 計画の位置づけ



- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び高知県の「こうち男女共同参画プラン」を踏まえ、男女共同参画社会^{※1}の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進する計画です。
- (2) 現行の「香美市男女共同参画計画 女性活躍推進計画 思いやりプラン 2021 改訂版」を継続・発展させるものです。
- (3) 「香美市振興計画」を上位計画とする人権分野の個別計画であるとともに、他の個別計画との整合性をもたせたものです。
- (4) 「女性の職業生活における推進に関する法律^{※2}」第6条第2項（以下、「女性活躍推進法」という。）に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（女性活躍推進計画）」を含むものです。

<イメージ図>



3 計画の期間



香美市では、国の方針でもある行政計画等の策定業務の省力化を目的とし、計画等の改定時期に計画の統合を進める方針となりました。本計画の次期計画は、次期人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画と統合し、一体的に策定を行い、男女共同参画をはじめとする人権に関する取組をより一層推進していきます。

そのため、令和 8（2026）年度から令和 10（2028）年度までの 3 年間を本計画期間とし、本計画の最終年度の令和 10（2028）年度に、第 3 期人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画への統合に向け、本計画の見直しを行います。

令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
思いやりプラン 2021 改訂版 【5 年間】					思いやりプラン 2026 改訂版【3 年間】			統合	
				見直し			見直し		
第 2 期人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画 平成 31 年度～令和 10 年度【10 年間】								第 3 期計画	
第 2 次香美市振興計画 (平成 29 (2017) 年度～令和 8 (2026) 年度) 【10 年間】						次期計画			

※1 男女共同参画社会

男女が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会。

※2 女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

女性の職業生活における活躍を迅速かつ着実に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とした法律。

4 香美市の状況



(1) 人口と世帯の動向

男女共同参画計画 女性活躍推進計画 思いやりプラン 2021 改訂版を策定した令和2（2020）年4月1日時点と、令和7（2025）年4月1日現在を比較した結果は下記のとおりです。

	令和2（2020）年	令和7年（2025）年
人口	25,959人	24,396人
男女比	男性 47.0% 女性 53.0%	男性 47.7% 女性 52.3%
世帯数	13,207世帯	12,874世帯
出生率 (人口千人あたり)	5.0%	3.4%
高齢化率	39.7%	39.7%

資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

(2) 男女別の労働力率^{※3}

	平成27（2015）年	令和2（2020）年
15歳以上の人口	24,650人	23,475人
うち労働力人口	(12,976人)	(12,391人)
うち労働力状態不詳人口	(417人)	(1,251人)
労働力率	53.5%	55.8%
15歳以上の男性の人口	11,785人	11,277人
うち労働力人口	(6,895人)	(6,636人)
うち労働力状態不詳人口	(223人)	(626人)
男性の労働力率	59.6%	62.3%
15歳以上の女性の人口	12,865人	12,198人
うち労働力人口	(6,081人)	(5,755人)
うち労働力状態不詳人口	(194人)	(625人)
女性の労働力率	48.0%	49.7%

資料：国勢調査

※3 労働力率

労働力状態不詳を除く、15歳以上の人口に占める労働人口の割合。

(3) 身近な男女比

	令和2(2020)年	令和7(2025)年
香美市職員の男女比 (任期付短時間、再任用職員を含む)	職員総数 406 人 男性 52.0% (213 人) 女性 48.0% (193 人)	職員総数 417 人 男性 54.9% (229 人) 女性 45.1% (188 人)
香美市職員に占める 管理職の男女比	管理職総数 28 人 男性 71.0% (20 人) 女性 29.0% (8 人)	管理職総数 30 人 男性 70.0% (21 人) 女性 30.0% (9 人)
香美市職員に占める 非常勤・会計年度任用職員 等の男女比	職員総数 300 人 男性 16.0% (48 人) 女性 84.0% (252 人)	職員総数 357 人 男性 14.6% (52 人) 女性 85.4% (305 人)
市議会議員の男女比	議員総数 20 人 男性 70.0% (14 人) 女性 30.0% (6 人)	議員総数 17 人 男性 70.6% (12 人) 女性 29.4% (5 人)
審議会等の委員の男女比	委員総数 1,165 人 男性 64.6% (753 人) 女性 35.4% (412 人)	委員総数 959 人 男性 61.6% (591 人) 女性 38.4% (368 人)
民生委員の男女比	委員総数 112 人 男性 43.8% (49 人) 女性 56.2% (63 人)	委員総数 110 人 男性 46.4% (51 人) 女性 53.6% (59 人)
市内学校長の男女比 (小・中・高・特別支援学校)	校長総数 12 人 男性 83.3% (10 人) 女性 16.7% (2 人)	校長総数 12 人 男性 66.7% (8 人) 女性 33.3% (4 人)
香美市の人権擁護委員 ^{※4} の男女比	委員総数 9 人 男性 55.6% (5 人) 女性 44.4% (4 人)	委員総数 9 人 男性 44.4% (4 人) 女性 55.6% (5 人)
商工会に所属している 企業の社長の男女比	総数 546 人 男性 81.9% (447 人) 女性 18.1% (99 人)	総数 538 人 男性 80.1% (431 人) 女性 19.9% (107 人)

各年 4 月 1 日現在

	令和2(2020)年	令和7(2025)年
自治会長の男女比	総数 184 人 男性 93.5% (172 人) 女性 6.5% (12 人)	総数 182 人 男性 88.5% (161 人) 女性 11.5% (21 人)

各年 7 月 1 日現在

※4 人権擁護委員

市町村長からの推薦により法務大臣が委嘱し、人権擁護活動を行う民間ボランティア。

第2章 取組の基本的な考え方

現状と課題

- 近年では、男女平等の意識が広く定着しはじめていますが、家庭や職場、政治分野等、依然として、男女平等が十分に実現していない場面がみられます。
- 国連では、昭和50（1957）年を「国際婦人年」、その後10年を「国連婦人の10年」とし、女性の地位向上や男女平等への取組を進めました。昭和54（1979）年には、「女子差別撤廃条約」が採択され、締結国に対し、女性のあらゆる差別の撤廃のための措置を求めています。近年では、平成12（2000）年に「女性2000年会議」が開催され、女性の人権に関する成果文書が採択されました。
- 我が国では、昭和60（1985）年に「女子差別撤廃条約」を批准し、平成11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。また、女性への暴力等の防止施策として、平成12（2000）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）、平成13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）が施行されました。
- 令和2（2020）年に「改正男女雇用機会均等法」の施行、令和4（2022）年に「改正女性活躍推進法」が施行されました。
- 男女平等の現状は、今なお、男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、地域、家庭や職場において様々な男女差別が生じています。また、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント^{※5}や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の問題や、インターネットを始めとした各種メディアで、性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害するケースが発生しています。



男女共同参画社会の実現のためには、男女がともに家庭・教育の場・職場・地域等で、男女共同参画に関する正しい認識や男女平等意識を持ち、社会のさまざまな分野に対等な立場で参画していくことが必要です。

※5 セクシュアル・ハラスメント

他の者を不快にさせる職場における性的な言動で、職員が他の職員を不快にさせること、職員がその職務に従事する際に接する職員以外の者を不快にさせること、職員以外の者が職員を不快にさせること、職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動のこと。

Ⅰ 家庭



【市民意識調査の結果】

問 「家庭生活」で男女の地位は平等になっていると思いますか。

どちらかといえば男性の方が優遇されている	47.4%
平等	27.9%
男性の方が非常に優遇されている	10.3%
わからない	6.6%
どちらかといえば女性の方が優遇されている	5.0%
無回答	2.1%
女性の方が非常に優遇されている	0.7%

【市民の声（抜粋）】

「男性の家事能力を上げるためのなにかを。市の男性料理教室とか。」（50代男性）

「男性の家事・育児等への参加に対して女性の理想を押しつけない」（30代男性）

「男性の意識改革を。」（70代以上女性）

「現状、女性が家計を支え、女性が家事も育児もしている。」（30代女性、40代女性）

「男性は家計、家事何もしない。女性が育児・家事・仕事を全部しました。義父・義母には毎日嫌がらせ・いじめを受けました。」（70代以上女性）

「家庭内ではそれぞれの家庭によって役割分担は違うと思うけど、お互い納得のうえでのことであればいいが、“我慢”してというのは改めるべきだと思う。」（70代以上女性）

「男女ともに自分できる家事をする必要がある。性別によってできる・できない（する・しない）を区別されてはいけない。どちらも努力するべきだと思います。」（60代女性）

「大声でどなる・罵倒すること、小バカにするようなことを言う、態度を取るくらいのことは、夫婦間ではどこでもあること。」（70代以上男性）

「教育は学校のみでなく、各家庭のあり方、家族間の教育について、日頃から広く関心を持ち、参画する姿勢も必要であると考えます。」（70代以上女性）

「核家族の中で育つことで、私たちに大事な心の教えが抜けてしまったのでは、と感じております。他人事とは思わず、家族の中でも、人とのかかわりの中で相手を尊重し、感謝することを伝えていきたいと感じました。」（60代女性）

「男・女と分けずに一人の人間として平等に住める社会になってほしい。おひとりさまが増えていくと思うので、一人暮らしでも安心して暮らせるようになってほしい。」（60代女性）

「男女がともに働きやすく活躍するためには、介護サービスの質の向上が必要。個人の質も含めて。在宅介護で安心して介護を任せられるところがない。」（60代女性）

【家庭における現状と課題】

- 家庭は、社会の基礎的な単位であり人権意識を養う場です。子どもは家庭での家族とのふれあいや日常生活を通じて、倫理観や自制心を育みます。しかし、核家族化、ライフスタイルや働き方の多様化、地域のつながりの希薄化等、昨今の子育てを取り巻く環境の変化により、家庭における育児力が低下し、適切な生活習慣や社会性の習得ができないこと等が社会問題にもなっています。
- 高齢社会の進展により、寝たきりや認知症等、介護や支援を必要とする高齢者が増加しており、老老介護の問題等、要介護者を抱える家族の心身への負担は非常に重くなっています。その結果、要介護者に対する虐待や介護放棄等の問題が生じています。さらに、家庭内には労働や家事・育児に対する性別による固定的な役割分担意識が現在でも根強く残っているほか、配偶者への暴力や子どもへの虐待等の問題も生じています。

取組の基本的な考え方

- 家族は、それぞれひとりの人間として人格を尊重し合い、お互いに感謝と思いやりの心を大切にしましょう。
- 家族が協力して、家事・育児・介護などを分担しましょう。
- 家族みんなで、男女共同参画について話し合う機会をもって、家庭や地域社会のあり方を考えてみましょう。
- 家族がお互いの健康をチェックし、元気に生活がおくれるように助け合いましょう。
- 性別にとらわれず、子どもたちの個性を伸ばしましょう。

行政の取組方向

- 家族がお互いの人格を尊重した家庭環境をつくるための啓発を行います。
- 家族が協力できるように、「料理教室」「育児教室」「介護教室」などを充実させます。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）^{※6}に対する啓発を進めるとともに、相談窓口を充実させ、情報発信に努めます。
- 子育て支援策の充実に努めます。
- 各種団体のネットワークづくりを推進し、支援します。
- 出産や育児の不安を解消し、安心して出産・育児ができる相談体制を充実します。

※6 ドメスティック・バイオレンス（DV [Domestic Violence]）

配偶者や恋人など親密な関係にあるパートナーからの暴力をいう。直訳は「家庭内暴力」だが、法的に婚姻関係がなくても恋人同士にも使われる。

2 教育の場



【市民意識調査の結果】

問 「学校教育」で男女の地位は平等になっていると思いますか。

平等	56.9%
わからない	20.9%
どちらかといえば男性の方が優遇されている	11.0%
無回答	4.8%
どちらかといえば女性の方が優遇されている	3.6%
男性の方が非常に優遇されている	2.6%
女性の方が非常に優遇されている	0.2%

【市民の声（抜粋）】

「男女共同参画社会の実現のためには、教育の分野はとても重要なことであると思います。」（60代男性）

「男も女もみんな仲良く生活できるための努力は必要だと思うが、やはり教育が大事だと思う。」（70代以上女性）

「大事なことなら義務教育で習うべきだと思いますが、現在の学校では授業に取り入れられているのでしょうか。」（40代女性）

「義務教育における教育が一番必要。」（70代以上男性）

「受容、共感、共生の心を育てる直接的な体験ができる場がたくさんあること。直接的なコミュニケーション能力を育てる体験の場がたくさんあること。心のケアとしていろいろな年齢の人も参加できる音楽を楽しむ場がたくさんあればいいと思う。」（60代女性）

「幼い時期からの教育や学習も必要だと思います。皆が他人を思いやれる社会になってほしいものです。」（60代女性）

「小さい頃から成人するまでの間の教育の場において、自分や相手の心や気持ちをお互いに尊重し合う体験や学習を地道にしていくことが大切だと思います。」（60代女性）

【教育の場における現状と課題】

○学校等の教育の場は、子どもの人格の形成に大きな影響を与え、人権意識を育てる重要な役割を果たします。また、差別や偏見のない多様性を認め合う社会を実現するには、子どもたちが教育の場で様々な人と交流し、多様な分野について学ぶことで、思

いやりの心を育み、幅広い視野を持った態度・行動を身に付けることが大切です。

- いじめや体罰、不登校等、子どもや学校をめぐる人権課題は深刻な社会問題となっています。こうした課題を解決していくには、一人ひとりの人権意識の醸成とともに、子どもが安心して相談や支援を受けられる体制づくりが求められます。また、高齢化や国際化、情報化等によりめまぐるしく変化する社会情勢の中では、高齢者や障がいのある人、外国人等との交流や学習を通じて、様々な人権問題についての認識を深められる人権教育を行うことも大切です。
- 子どもへの人権教育の推進のためには、学校が家庭や地域社会と連携して教育活動を行うとともに、指導者である教職員や保育士等が人権についての適切な認識を持ち、様々な人権課題についての知識や理解を深めることが求められます。

取組の基本的な考え方

- 保護者会・PTAの研修会の中で、積極的に男女共同参画についての研修を取り入れてみましょう。
- 保育園・学校等での教育内容に関心をもって、参観日などに出かけるようにしましょう。
- 保育園・学校・地域等で連携して子どもたちを育てる取組を進めましょう。
- 学校と家庭との連携で性教育、メディア・リテラシー^{※7}の教育を進めましょう。

行政の取組方向

- 子どもたちに、いろいろな角度から男女平等や人権について考える機会を設けます。
- 「隠れたカリキュラム」^{※8}に注意して、男女平等の保育園・学校づくりを目指します。
- 自由な職業選択ができるよう、子どもたちの個性や能力を生かせるキャリア教育^{※9}を行います。
- 男女共同参画に関する図書の実を図ります。
- 保育士・教職員が男女共同参画についての研修に取り組み、お互いに意見交換できる場を設けます。
- 学校から家庭や地域に情報発信しながら三者がひとつになっての男女共同参画社会づくりを進めます。
- 学びの場で、それぞれの年齢に応じた、適切な性教育を実施し、授業内容を充実させます。
- 子どもの権利条約^{※10}などについて、学習の機会を設けます。

※7 メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力。

※8 隠れたカリキュラム

固定的な性別による役割意識（男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方）を、学校教育・学校生活などの中で無意識に伝達していること。

※9 キャリア教育

子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するために必要な基盤となる能力や態度を育てる教育。

※10 子どもの権利条約

1989年に国連で採択された、18歳未満の全ての子どもの人権を保障する条約。性的搾取からの保護・差別の禁止などが明記されている。

3 職場



【市民意識調査の結果】

問 「職場生活」で男女の地位は平等になっていると思いますか。

どちらかといえば男性の方が優遇されている	39.0%
平等	29.5%
わからない	12.9%
男性の方が非常に優遇されている	9.7%
どちらかといえば女性の方が優遇されている	4.5%
無回答	4.0%
女性の方が非常に優遇されている	0.5%

【市民の声（抜粋）】

「生理休暇を使う際に、男性の上司に言わないといけないような状況は改善していくべきだと思います。」（20代男性）

「男性女性問わず、労働時間や賃金などにおいては制度改革を行うべき。」（70代以上女性）

「子どもを産みたいと思っても産んで育てていけない、生活ができないのが現状だと思います。産休育休の休職中の支援がなければ産めない。育児をしながら今と同じようには仕事ができないのでは、これから子どもは増えません。」（30代女性）

「昭和の親子4人の世帯では夫の収入だけで家計を支えていた。けれども令和の世帯では親子4人の収入を合わせてやっと家計を支えている。これでは誰も結婚して子どもを作ろうとは思わず人口は減るばかりである。」（60代男性）

「今は男性も女性も共に働き共に社会活動もできる時代です。男性は女性にやさしく生活できるように毎日たのしく生活できるようにお願いしたいです。」（70代女性）

「突然なことがたくさん起こる状況にあります。その都度上司に相談して理解を得られるように努めています。」（50代女性）

「育児に比べ介護は職場の制度が圧倒的に少ない。」（60代女性）

「本人も“休暇を取得できて当然”という意識を改善すべき。雰囲気だけでなく、取得により給与が減額されない仕組みが必要。」（40代女性）

「会社で、大声で怒鳴る・罵倒するなどして恐怖を感じることもあり、ハラスメント相談中です。おそらくどうにもならないと思います。相手が誰かに関わらず“どうにもならない”と感じる人が大半ではないでしょうか。」（40代女性）

【職場における現状と課題】

- 行政が市民や企業等事業所に適切な人権教育・啓発を行うことや、公正なサービスを提供するためには、市職員一人ひとりが様々な人権課題についての認識を持ち、人権尊重を基本として職務を遂行することが求められます。
- 企業等事業所は、地域社会を構成する一員として、社会に貢献し豊かな地域づくりに資する責務があります。この責務のことを、専門用語ではCSR^{*11}（企業の社会的責任）といいます。平成22（2010）年に発行された「ISO26000^{*12}」という組織の社会的責任に関する国際規格では、企業をはじめ、様々な組織・団体で人権尊重の視点を持った取組が求められています。事業主は、性別や年齢、国籍、障がいの有無等にとらわれず、誰もが活躍できる環境づくりを進めていく必要があります。公正な人事採用や評価、賃金・昇進の格差の解消、職場におけるいじめやハラスメント等の解決等、人権に関わる課題に取り組むことが求められます。

取組の基本的な考え方

- 雇用・配置・登用などについて男女機会均等を進めましょう。
- 職場の慣行を見直すとともに、一人ひとりの能力を正しく評価し、性別で限定しない職種やシステムづくりを推進しましょう。
- 意思決定の場への女性の積極的な参画を進めましょう。
- 男女共同参画について職場での研修機会を増やしましょう。また、研修には積極的に参加しましょう。
- 職場内での相手の呼び方に注意しましょう。（名前の呼び捨てなど）
- 性別による軽視・蔑視やセクシュアル・ハラスメントなどのない職場づくりを目指しましょう。
- 職場での十分な健康管理を推進しましょう。

行政の取組方向

- 事業所などにおいて男女雇用機会均等が図られ、男女共同参画が推進されるよう啓発や研修機会を支援します。
- 安心して妊娠・出産・子育て・介護などができる職場環境の整備を進めるために、関係機関と連携して情報提供などを行います。
- セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント^{*13}の防止など、男女ともに働きやすい環境づくりを進めます。

- ワーク・ライフ・バランス※14を推進します。
- 女性の就労に関する支援・情報提供を行います。

※11 CSR〔Corporate Social Responsibility〕

企業の社会的責任。企業が自社の利益を追求するだけでなく、自らの組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆるステークホルダー（利害関係者：消費者、取引関係先、投資家等、及び社会全体）を視野に、経済・環境・社会等、幅広い分野での社会全体のニーズの変化をとらえ、それらをいち早く価値創造等に結び付けることによって、企業の競争力強化や持続的発展とともに経済全体の活性化やよりよい社会づくりを目指す自発的な取組のこと。

※12 ISO26000

ISO（国際標準化機構：本部ジュネーブ）が平成22（2010）年11月1日に発行した、組織の社会的責任に関する国際規格のこと。

※13 マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産などを理由とした解雇や雇い止め、自主退職の強要で不利益を被ったりするなどの不当な扱いを受けること。

※14 ワーク・ライフ・バランス

働く人一人ひとりが、「仕事」と子育てや介護など「生活」との調和をとり、両方を充実させることのできる働き方・生き方のこと。

4 地域



【市民意識調査の結果】

問 「地域活動の場」で男女の地位は平等になっていると思いますか。

平等	37.8%
どちらかといえば男性の方が優遇されている	30.3%
わからない	13.6%
どちらかといえば女性の方が優遇されている	7.6%
男性の方が非常に優遇されている	6.9%
無回答	3.4%
女性の方が非常に優遇されている	0.3%

問 「社会全体」で男女の地位は平等になっていると思いますか。

どちらかといえば男性の方が優遇されている	55.3%
平等	17.2%
男性の方が非常に優遇されている	11.7%
わからない	7.6%
無回答	4.0%
どちらかといえば女性の方が優遇されている	3.8%
女性の方が非常に優遇されている	0.3%

【市民の声（抜粋）】

「息子世代が子育て、家事等を分担してやっているのを見ると時代の変化を感じますが、保育園や学童保育の行政支援がまだまだだと感じます。」（70代以上女性）

「育児の負担が大きい女性が市内で働きやすいように、子どもの体調不良に対応できるよう小児科医の誘致を切望します。」（30代男性）

「子どもを保育所に預けなくても育てていける世の中になることが必要だと思っています。どうして0歳から保育所に行ってまで働かなければならないのか。」（50代女性）

「男女の区別なく、個人が旧態依然とした固定観念をとっばらって、できる限りの学びそして経験を通して経済のパイを広げて、向上する努力が大きくなうねりとなって社会を変えることに繋がると 생각합니다。そして、その先に行政の後押しや支援があればよりよい社会を築けるのではないのでしょうか。まずは価値観の変換にあります。」（60代女性）

「法的な差別は改善すべきで、慣習などは学習や啓発などによって意識改革を図るべき。」

(70代以上女性)

「人それぞれ考え方が違うので同じ方向に向くのは時間年月がとてかかると思う。特に高知県は年配の方の考え方がかたすぎる。“こうしなければならない”“昔からそうやっている”」(50代男性)

「性別にかかわらず、得意分野や興味のあることを伸ばしていくことに力を入れては。」
(40代女性)

「何人にも機会が平等に与えられる社会にいきましょう。」(70代男性)

「男女共に個性を自覚し、それが認められる社会になればと思います。」(70代以上女性)

「ダンスも文化的行事や教室にも参加してみたい。」(70代以上男性)

【地域における現状と課題】

○地域は、もっとも身近な社会集団であり、様々な人との交流を通じて人権感覚を育む場でもあります。しかし、社会情勢の変化から地域のつながりの希薄化が指摘されており、地域で人権意識を醸成する機会が失われつつあります。また、住民同士が互いを尊重し、自分らしく生きられる地域社会の実現が求められていますが、地域活動の役職等では性別による固定的な役割分担もみられます。

取組の基本的な考え方

- 男女共同参画社会を実現するために、地域のしきたりや慣習を見直しましょう。
- 市や地域の行事や学習の場に積極的に参加しましょう。
- 地域における世代間交流の機会を増やしましょう。
- 子育てや介護予防、災害対策などについては、地域全体で支えあいましょう。
- 地域のボランティア活動へ積極的に参加しましょう。

行政の取組方向

- 地域における男女共同参画や支え合いを進めるための研修機会を提供します。
- 市の審議会や協議の場へ女性の登用を推進します。(目標を40%以上とします。)
- 子育てに必要な設備を公共施設等に充実させます。
- 地域のボランティア活動を活性化するため、広報活動や研修機会などの支援を行います。
- 女性の視点を反映させる等、多様性に配慮した地域防災の取組を進めます。

○こうち男女共同参画センター「ソーレ」^{※15}やNPO^{※16}団体と連携して、男女共同参画についての研修会等を開き、地域住民のエンパワーメント^{※17}をはかります。

※15 こうち男女共同参画センター「ソーレ」

男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点として、「女性と男性の自立」と「女性の地位向上」を目的とした多彩な事業を展開。主な事業は、学習機会の提供、情報収集・提供、相談、自主活動の支援。「ソーレ」は、イタリア語で「太陽」という意味。南国高知にふさわしい明るいイメージがあり、「そうれ！」というかけ声とともに、「何か始めよう」という意味もこめられています。

※16 NPO [Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization]

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになる。様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズにこたえる重要な役割を果たすことが期待されている。

※17 エンパワーメント

直訳すると「力をつけること」と訳されるが、女性の能力開発を発揮、女性が政治・経済・社会・家庭などあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる実力をつけようとする概念を意味する。

第3章 取組の展開

1 取組の体系



市民意識調査の結果を踏まえ、あらゆる分野への女性の参画を推進し、全ての市民が安心して、仕事と家庭、地域生活を両立していけるよう、市、関係機関、市民が協力・連携していきます。

計画の基本理念

性別に関係なく市民の個性と能力を活かし、
一人ひとりが自分らしくいきいきと暮らせる社会づくり

男女共同参画社会を実現するための5つの柱

- 1 人権の尊重
- 2 社会制度・慣行への配慮
- 3 政策等の立案・決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的な協調

<計画推進の視点>

- ① 男女共同参画意識の向上
- ② 男女共同参画社会の形成
- ③ 相談・支援体制の充実

行政の取組

- 1 家庭
 - ・「料理教室」「育児教室」「介護予防教室」などの充実
 - ・安心して出産、子育てができる体制を整える子育て支援の充実
- 2 教育の場
 - ・学校教育における男女共同参画の推進、男女平等の意識づくり
- 3 職場
 - ・職場における男女共同参画の推進、男女平等の意識づくり
 - ・行政の中でのさらなる意識向上
- 4 地域
 - ・地域防災における女性活動の支援促進
 - ・女性のネットワークづくりとエンパワメントの促進
 - ・女性の参画比率の向上

2 取組一覧



事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
「部落差別をなくす運動」強調旬間記念事業	「人権」をテーマに子どもから高齢者まで幅広い層の方が多く参加できるようなイベント（講演会や映画会等）を行う。 同和問題に対する認識と理解を深め、人権意識の普及高揚を図る。	コロナウイルス感染状況により、開催が左右されるため、大規模な講演会等の実施が難しい。 また、感染を拡大させない開催を検討する必要がある。	「人権」をテーマに子どもから高齢者まで幅広い層の方が多く参加できるようなイベント（講演会や映画会等）を行い、各会場のキャパシティ8割以上の集客を目指す。 目標：100名参加	生涯学習振興課
「部落差別をなくす運動」強調旬間人権パレード	関係団体から多くの参加を得て、より効率的、効果的な啓発を目指し街頭啓発・巡回広報を行う。 部落差別をなくす運動強調旬間の啓発と人権啓発を行う。	市内各所を広報車で回りながら、チラシや啓発グッズを配布するなどの啓発活動を行ってきた。 令和2年度より、コロナ禍のため、中止になった年もあるが、令和3年度以降は街頭啓発を実施。 また、巡回広報については規模の縮小や実施方法を変えて行っている。 感染を拡大させない実施方法を考える必要がある。	関係団体から多くの参加を得て、より効率的、効果的な啓発を目指す。	生涯学習振興課
「部落差別をなくす運動」強調旬間における啓発事業	同和問題に対する正しい認識と理解を深め、偏見や差別意識の解消を図る。	例年、生涯学習振興課主体で実施していたパネル展を、令和5年度はふれあい交流センターにて実施。 生涯学習振興課との事前の連携が必要で、予算を伴う場合は、前年度には事業概要を計画する必要がある。	生涯学習振興課の事業とは異なる形で毎年継続して実施する。	ふれあい交流センター
交流事業	市民間の相互理解を深め、差別意識や偏見を解消する。	文化活動教室、こどもふれあい教室、ウォーキング等を行い、市民の交流を図っている。こどもふれあい教室は、令和2年度から実施していない。 参加者が固定化している傾向があるため、より多くの方に参加してもらえる内容にする必要がある。また、新型コロナの影響で縮小・中止してきた事業を見直して復活させたり、新たな事業を立ち上げたりしなければならない。	こどもふれあい教室を再開させる。 各教室等を合わせて年間5回以上実施する。	ふれあい交流センター
じんけんサークル「まごころ」(人権教室)	中高生を中心に参加者を募集し、各種人権課題について学習する機会をつくる。	自宅学習や部活動等の理由で中学生、高校生の参加者は少ない。参加者増につながる魅力的な研修内容にする必要がある。	『知りたい、聴きたい』という内容で開催し、現在より多くの方に参加してもらえる研修とする。	生涯学習振興課
相談事業	生活上の相談・人権に関わる相談に応じ、適切な助言指導を行う。	生活上の相談や人権に関わる相談業務を行い、必要に応じて関係機関との連携調整を図りながら実施している。 地域の相談窓口であることは一定周知されているが、人権全般に係る相談を行っていることの周知が不十分と思われる。	必要に応じて関係機関と連携を図りながら、適切に相談支援を行う。	ふれあい交流センター

事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
男女共同参画学習会	性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる社会への理解と認識を深める。	令和元年度以前は毎年3回程度の学習会を実施していたが、令和2・3年度の開催はいずれも1回となった。学習会開催回数の復活とともに、学習内容を充実させて参加者増に努める必要がある。	学習会を年3回以上行い、参加者を計100名以上とする。	ふれあい交流センター
男女共同参画推進事業	男女共同参画社会に関心をもってもらう。固定観念に気づき、意識を変えるきっかけをつくる。共同参画の場を広げる。	じんけんフェスティバルにおいて、啓発パネルの展示を行っているが、その他の啓発活動は十分とはいえない。今後は男女共同参画月間等、様々な機会を捉え、広報誌等でも啓発を行う必要がある。	男女共同参画社会に係る啓発事業を学習会とは別に年2回以上実施する。	ふれあい交流センター
女性人権研修会	社会教育団体が人権課題解決に取り組む活動を支援する。	主催事業として人権研修を主催及び近隣自治体の団体と共催するとともに、県や他団体が行う人権研修会等へ参加する。	市婦人会が主体となり、人権問題を正しく理解するため学習会の実施と各種研修会へ参加する。 目標:令和6年度以降年間1回	中央公民館
DV対策の取組	配偶者からの暴力の被害者の救済を図ることを目的とする。	相談時に対応し、女性相談センター等の適切な関係機関につなぐ。相談窓口についての啓発に努める。	各関係機関と連携し、被害者の救済を図る。	福祉事務所
充実した保育サービスの提供	充実した保育サービスを提供し、女性が安心して働ける環境づくりに努める。	香美市管内では公立保育園では乳児・幼児を受け入れているが、私立施設の受け入れは乳児のみとなっている。私立施設においても、保育を必要とする幼児の受け入れが行えるよう、関係施設と連携し、保育を必要とする幼児の受け入れ体制を充実していく事が課題である。	保育を必要とする幼児の受け入れ施設の増加(1園以上)	教育振興課
総合相談支援事業	高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うことを目的とする。	本人家族等からの相談により、介護保険申請や介護保険サービス利用手続き等の支援を行っている。相談時において認知症カフェの紹介や介護に関する情報等の提供につとめている、高齢者の状況把握や、相談から適切なサービス等につなげる業務であるが、担当する専門職の確保に毎年苦慮している。	適切な情報提供、サービス利用支援や関係機関へのつなぎができる。	高齢介護課
「保育所保育指針」による取り組み	人権感覚の芽生えの前段となる、道徳性・規範意識が就学前の子ども意識に芽生えるよう努める。	道徳性・規範意識の芽生えを意識した内容の保育について取り組んでいる。	全ての保育園で、道徳性・規範意識の芽生えを意識した内容の保育を実施する。	教育振興課(幼保)

事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
児童家庭相談事業	要保護児童の早期発見及び適切な保護又は要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報交換を行い、要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に対する支援の内容に関する協議を行い、関連する諸活動を行う。	関連機関と連携を取り、役割分担、課題解決に向けた支援方法を検討している。定例支援会議を開催し、組織的に管理ケースの支援方法を協議し、決定している。担当が専門職研修を全課程受講し、専門職の人材育成を図った。児童を保護する社会資源や人材が不足している。	今後も、関連機関と連携を図り、要保護児童の早期発見及び適切な保護又は要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図る。	福祉事務所
「チーム学校」としての取組	教職員とＳＣやＳＳＷ等の専門スタッフ、関係諸機関が連携しながら組織としての支援体制・相談体制を充実させる。	子どもを取り巻く環境はそれぞれ異なるため、それぞれが有する困難も経済的な困窮、いじめ、不登校、ひきこもり、障がい、虐待など非常に多岐にわたるとともに、いくつかの困難が複合的にあられ、その困難をさらに複雑なものとしているケースもみられる。そのため、個々の状況に応じたきめ細やかな支援が必要となっている。	教育、福祉、保健、医療等の連携による横のつながりと幼児・児童・生徒、そして社会へとつなげていく縦のつながりを構築していく。	教育振興課
子育て支援の充実	多様なライフスタイルに対応した子育てを支援するとともに、関係部署とも連携して厳しい環境にある家庭の子どもや保護者を支援し、子育ての孤立化や不安の解消を図るため継続実施する。	延長保育、病後児保育事業を実施する。また、家庭支援推進保育士を配置する等、厳しい環境にある家庭の子どもや保護者を支援し、子育ての孤立化や不安の解消を図る。 スクールカウンセラー ^{※18} やスクールソーシャルワーカー ^{※19} を各校に配置して相談・指導を行い、子どもや保護者の心に寄り添った支援を行うとともに、香美市教育支援センターの充実を図る。	多様化・複雑化する保護者の不安や悩みに継続的に関わることで、保護者の不安を解消し、子どもの健やかな育ちにつながる。	教育振興課

※18 スクールカウンセラー

学校において、児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して、指導・助言を行う心理職専門家のこと。臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員等、臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する者が従事する。

※19 スクールソーシャルワーカー

いじめや不登校、虐待、貧困等、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家のこと。子ども本人だけでなく、家族や友人、学校、地域等、周囲の環境に働きかけて、問題解決を図る。教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者が従事する。

事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
香美市こども教室	香美市内小中学校・県立山田特別支援学校の児童生徒を対象に、年間を通じ、子どもたちへ様々な体験の場の提供を行う。	各教室に興味をもった香美市内の児童が集うため、子どもの特性を把握しきれず、教室活動や交流が円滑に進めない場合がある。	関係機関等と連携を図りながら、教室活動に参加している実感・達成感や充実した時間を過ごすことができるよう、適切な支援を図る。	中央公民館
学校に行こうプロジェクト	校区内連携の取組 小中・小が連携した個別最適な支援等による不登校の未然防止とその先の社会的自立を目指した支援の充実を図る。	増加傾向にあった不登校児童生徒数は、令和4年度に減少したものの新規の不登校児童等生徒の出現率は、依然として高い状況にあるため、不登校の未然防止に継続して取り組む必要がある。	小中学校ともに長期欠席児童生徒出現率と新規者数を前年度より減少させる。	教育振興課
問題行動対策	問題行動のある児童、生徒及び少年における諸問題の未然防止。	香美市児童生徒等自立支援教室運営事業実施要領を平成28年6月16日から施行している。その当時は、非行少年がおり、教職員が補導教員として対応していたと思われる。(少年育成センター職員として在籍) 令和5年度の現状として、今年度から補導教員が学校現場に戻り、職員の補充もない。 また現状として、非行少年が「児童生徒等自立支援教室」を利用する対象者がいない状態である。 今後、非行少年が「児童生徒等自立支援教室」を利用する対象者があっても、現在の少年育成センター職員が対応するためには、教職員のような指導力はなく、他の業務も行っており、専門的に業務を遂行することはできなく、さらに兼務で業務を行うことは、現実的に不可能である。	少年育成センターの職員が、青色回転灯装備車両で香美市内を巡回して、問題行動のある児童、生徒及び少年を見つけた場合は、注意等を行い、学校又は警察へ繋ぎ、諸問題に対して未然防止に努める。	少年育成センター
人権作文集	香美市内の各小中学校から人権作文及び標語を集め、作文集を作成する。 人権問題に関する作文・標語を書くことにより、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深める。	校長会を通じて各小中学校へ呼びかけ、令和3年度は全小中学校から、作文32階点、標語89点の応募があった。 作文集を通して、人権についての意識をより一層高めるとともに、あらゆる人権課題解決へ向けての意欲化を図るためにも、継続した取組が必要である。	引き続き、香美市全小中学校からの作品の応募を維持していく。 作文集を作成することで人権課題解決へ向けての意欲化を図る。	生涯学習振興課
いのちのふれあい教室 (思春期保健事業)	命の誕生の話しや聴診器やドップラーを使って心音を聴くなどの体験を通して、児童が命の尊さや神秘を感じ、自分や他人を大切にすることを学ぶことを目的としている。	香美市内小学校全7校で事業継続できている。中学校においても、平成28年度より大柘中学校、平成29年度より香北中学校で実施できている。令和元年度には鏡野中学校でも実施することができ、市内全小・中学校で実施ができた。学校により生徒数の差が大きく、実施時期や方法は学校に合わせたものを検討する必要がある。	全小中学校での実施を継続することができる。	健康推進課

事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
人権の花運動	子どもたちが花を育てることによって、命の大切さや、相手を愛しむ心を育てる。	毎年小中学校・保育園合わせて5校（園）程度が実施。児童が花を育て、命の大切さや相手を愛しむ心を育み、育てた花の一部を福祉施設等に寄贈している。花を育て福祉施設へ寄贈するだけでは、人権啓発としての効果が薄いため、プラスαの工夫が必要。	継続して毎年5校（園）程度実施する。また、実施した学校（園）へのアンケート調査で満足度が平均7.5以上（10点満点）を目指す。	ふれあい交流センター
あったかふれあいセンター事業	地域の誰もが気軽に集い、世代間交流を図るとともに、お互いが見守り支えあう活動を推進する。	土佐山田圏域では、傾聴ボランティア ^{※20} や電話での見守り活動、出前カフェ、見守り郵便等の活動を行う地域サロンボランティアたんぼの会への支援を中心に行っている。香北・物部圏域では、地域サロン「みによん」と「ひとやすみ」を開設し、定期的なものづくりを中心としたサロンイベントを行い、住民同士が交流できる機会を提供している。地域におけるボランティアの必要性は感じているが、ボランティア活動への参加者が増えていない。ボランティアの新規育成を図るため活動の周知等の情報発信を図りたい。	土佐山田圏域と香北・物部圏域の拠点を中心に、誰もが住み慣れた地域で、生き生きと暮らしていけるよう、必要な見守りや支え合いの支援について、住民や関係者とともに考え、それぞれの立場で実現に向けて取り組み、生活につながる仕組みをつくり、それぞれの地域特性に応じた取組を効果的に行う。	福祉事務所
高齢者人権研修会	高齢者を対象に人権問題に関する学習をする。	現在、固定された地区での研修会は継続して行われている。人権研修を開催する地区に限られていて、広がりが無い。研修を行うにあたって、市から講師等の派遣が可能なこと等、PRが必要である。	地区公民館や団体等が行う高齢者を対象とした人権研修に講師を派遣し、参加者の増加を目指す。	中央公民館
ふれあいサロンにおける人権学習	高齢者における人権意識を向上させることにより、他者に対する人権尊重とともに、自己の人権侵害に気付くきっかけをつくる。	例年、年に2回程度学習を実施している。	参加者の人権に係る理解を深める。	ふれあい交流センター
認知症総合支援事業	認知症になっても、住み慣れた場所で生活でき、また認知症についての理解を深めることを目的とする。	令和3年度は、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、できる範囲での啓発活動となった。主に、認知症予防教室、認知症カフェ、認知症ケアパスの配布を行った。昨年度から続く新型コロナウイルス感染症の影響により、認知症サポーター養成講座の中止や、学校・各団体に対する認知症啓発が実施できていない等、啓発活動が計画どおりに進められていない。認知症ケアパス（認知症支援ガイドブック）、認知症啓発ポスターについては、医療機関等に継続して配布し、啓発に努めている。	認知症についての理解が深まり、本人や家族が相談でき、対応方法等について周囲が理解できる。	高齢介護課

※20 傾聴ボランティア

福祉施設や自宅を訪問して、相手との信頼関係を前提に、話を否定することなく、じっくり聴く技術を身につけたボランティア。五感を使って思いやりの心で話し手の話を一生懸命聴き、人を理解することが求められる。

事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
権利擁護事業	地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うことを目的とする。	介護支援専門員や関係機関から地域包括支援センター※21に寄せられる日々の相談業務から、困難ケースや高齢者虐待（疑い）の把握、対応を行っている。認知症状の悪化や低所得、支援力の低下等様々な要因が重なり生じている問題に対し、日常生活自立支援事業の紹介や必要に応じ成年後見制度※22の市長申立、消費者問題については市の商工観光課の消費者相談係につながりなど関係機関と連携し対応を行っている。難しい事例が多く、対応には苦慮している。	①早期発見・早期対応のため、相談窓口を周知する。②地域や関係機関等との地域支援体制づくりを推進する。③相談対応や適切な制度利用に向け、職員のスキルアップに努める。	高齢介護課
香美市障害者虐待防止対策事業	「障害者虐待防止法」に規定される障がい者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がい者の迅速かつ適切な保護、擁護者に対する適切な支援及び関係機関や民間団体との連携協力体制の整備を行う。	平成24年度に障がい者虐待に関する対応窓口として「香美市障害者虐待防止センター」を設置、平成29年度に設置の「香美市障害者虐待防止等連携協議会」を令和2年度から「香美市権利擁護連携協議会」へ拡大発展させ、運営している。虐待を受けている障がい児者の避難施設が不足しており、迅速な対応ができないケースが発生している。	令和5年度中の成年後見制度利用促進法に基づく中核機関の設置を目指す。 (令和5年4月に成年後見制度利用促進法に基づく中核機関を設置した。)	福祉事務所

※21 地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、介護予防支援、虐待防止、権利擁護や地域の支援体制づくり等を行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関。市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置している。

※22 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力の不十分な人を不当な財産契約等から守るため、本人のために法律行為を行い、又は本人による法律行為を助ける者を選任する制度のこと。

事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
就労支援と就労の場の確保	障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所、商工団体等関係機関と連携し、事業者に対し、障がいのある方の就労に対する理解や障がいのある方の能力と適性に応じた就労の場の確保に努める。	平成29年6月の香美市の民間企業における障がい者雇用率は全国平均を上回っているものの就労の場はまだ不十分で、就労の場の確保は緊急かつ重要な課題となっている。また、同年実施したアンケート調査結果によると、多くの障がいのある方が就労に向けての支援を求めており、今後も障害者就業・生活支援センター等との連携により、市内及び近隣企業等における障がい者雇用への理解や、障がいの特性に対応した就業形態への理解等を進め、障がいの程度に関わらず、障がいのある方の就業機会の拡大を図っていく必要がある。	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がいのある方の雇用の促進に対し、理解・協力を求めていく。就労を希望する障がいのある方やその家族から相談があった場合には、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図り、就職につなげていく。	福祉事務所
権利擁護の推進	成年後見制度の周知や、判断能力が十分でない方に対する権利擁護に関する相談体制の充実を図り、利用の促進を目指す。	令和2年度は、市長が行う審判請求により後見が開始された者はいない。中核機関（権利擁護センター）の設置に向けて関係機関と調整中。以前から、後見人の担い手不足が全国的な課題となっている。	令和5年度中の成年後見制度利用促進法に基づく中核機関の設置を目指す。 (令和5年4月に成年後見制度利用促進法に基づく中核機関を設置した。)	福祉事務所
相談支援・地域活動支援	障がい児者とその家族の相談に対する支援や、日中活動の場の提供等により、障がい児者が地域で望む暮らしの実現に向けて、安心して生活できることを目指す。	障害者相談支援事業、地域活動支援センター事業ともに、毎年、香美市障害者自立支援協議会へ実績を報告している。障害者相談支援事業は、精神障がい者や発達障がい児（者）、又はその介助者からの相談が増えている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、面談等に支障が出てきている。地域活動支援センター事業は、活動環境が良くなり、散歩などもしやすく、安全に活動ができたものの、立地条件の都合から、利用者が減少傾向にある。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、ソーシャルディスタンスを保ちながらマスク着用等といった配慮をしての利用となるため、プログラムも検討が必要になっている。	障害者相談支援事業は、相談内容に多くの課題・問題点が内在するケースが多くなってきていることから、事業所職員の資質向上もさることながら、他の専門機関との連携が必要であり強化していく。地域活動支援センター事業は、利用者増を目指して、送迎について検討していく。また、精神障がい者の利用が伸びているが、継続的な利用に繋がっておらず、障がい特性に応じた個別プログラムを作成して支援していく。	福祉事務所
総合教育支援センター設置事業	きめの細かい教育を保障することで段差のない共生社会※23を目指す。総合教育支援センター設置に向けた研究を進める。	障がいの状態の多様化が見られる中、専門性の充実した総合教育支援センターの設置が望まれる。情報収集はできているが、具体的な協議ができる場が設定できていない。	障がいの有無に関わらず、個々の子どもの特性や、家庭のニーズに応じたオーダーメイドの支援や合理的配慮が提供されるとともに、誰もが輝いて生きる共生社会の実現に向けた総合教育支援センターの設置を目指す。	教育振興課

※23 共生社会

ユネスコ国際理解教育における“to live together”（共に生きる）の日本語訳として使われている言葉。「国際寛容年」の寛容の使い方と同義語。自分を理解し、お互いが違いを認め尊重しあい、共に生きる社会を指す。

事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
感染症に関する相談支援及び啓発	感染症に関わりのある人が、相談しやすい体制づくりを行うとともに市民の理解を促進する。	感染症に関するポスターやチラシ等を掲示する。相談窓口（保健所）の市民への周知は十分でないと思われる。	相談しやすい体制づくりとしての窓口（保健所）の周知やポスター・チラシ等を掲示することで感染症に関わりのある人が暮らしやすいまちづくりを推進する。	健康推進課
感染症に係る人権啓発	市民の生活及び健康を保護し、感染症が生活等に及ぼす影響を最小限にする。感染症に関する偏見や差別を解消する。	SNS※24などの普及拡大により、誤った情報が拡散され、偏見や差別を助長させる。新たな感染症が発生した場合、市民が不確かな情報に惑わされたり、過度に恐れることがないように、迅速かつ適切に情報を発信すること。長年誤った知識や思い込みにより不当な扱いをされてきたハンセン病の元患者等の不安解消など。	適切な情報を効果的な場で速やかに発信する。	ふれあい交流センター
交流活動	香美市と連携した外国の姉妹都市等と相互の友好を深め、市民文化の向上と国際交流を図り、そのほか、外国文化の理解、国際的な市民意識の高揚を目的とする。	留学生4名が大学の近くにある小学校へ出向き、英語の授業に参加し、小学生5・6年生計7名と交流を深めた。	国際交流を通じて留学生と地域住民の交流を図る	定住推進課
共生社会実現に向けた教育	違いを認め合う寛容性のある国際感覚と人権感覚を育む学校教育を推進する。	学校では「社会科」「外国語科」「特別の教科 道徳」「総合的な学習の時間」「人権学習」等において、外国人との共生について学習し、理解を深めている。また、外国人と実際に交流する機会を設けている。	異なる習慣・文化を持った人々とともに生きていく態度やコミュニケーション力を育成する。	教育振興課
人権相談窓口の周知	外国語で人権相談に応じることができると周知することによって、問題解決への支援につなげる。	法務局が行う「外国人のための人権相談所」「外国語人権相談ダイヤル」の案内パンフレットを市役所窓口等に設置している。今後は広報誌等へも掲載し、周知を図っていく必要がある。	広報誌等への掲載等を行い、様々な機会で行う。	ふれあい交流センター
犯罪被害者週間の啓発	犯罪被害者等支援への理解の増進を図る。	第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月30日閣議決定）において、犯罪被害者等に関する国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組として、11月25日から12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」としており、高知県では「犯罪被害者週間」に合わせて集中的に広報啓発活動を実施している。本市においても、毎年「犯罪被害者週間」に合わせて、11月広報により周知している。	引き続き、広報誌等により、犯罪被害者等支援啓発に努めていく。	総務課
犯罪被害者等に関する総合的な対応窓口の設置	相談者への情報提供と必要に応じて関係機関へつなげることができるようになる。	限られた職員数の中で、総合的な対応窓口として専門的な職員を配置することができない。今後は相談体制と窓口の周知をどのように行っていくか検討する必要がある。	犯罪被害者を速やかに関係機関に紹介できる体制を目指す。	総務課

※24 SNS〔Social Networking Service〕

インターネット上で、友人同士や同じ趣味をもつ者同士が集まり、利用者間のコミュニケーションを支援するサービス（サイト）のこと。

事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
インターネット人権侵害の啓発	インターネット等におけるモラルや責任について啓発をし、人権侵害を防止する。また、自分が被害にあったり、人権侵害だと思われる内容を発見した時に対応できる力を身に付けてもらう。	広報誌への記事掲載、ポスター掲示等による啓発活動を行ったことはあるが、継続した取組ができていない。啓発の継続及び効果的な啓発をしていく必要がある。	インターネットによる人権侵害に対する正しい理解と認識を深めてもらうための啓発活動を行う。	ふれあい交流センター
インターネット人権侵害対策	インターネットによる人権侵害が起こった場合、関係機関と連携しながら迅速かつ適切な対応に努める。	法務局や県と情報共有しながら、定期的にインターネット上の人権侵害の書き込みをモニタリングし、発見したときは削除依頼や違反報告をし、重大な書き込み等は法務局へ連絡している。チェック体制が十分ではないため、発見し対応できるのは極一部に限られる。	インターネット上から人権侵害書き込みの件数を減少させる。投稿者に人権を侵害していることを認識させる。	ふれあい交流センター
ネット宣言の啓発支援	携帯電話等の電子機器の使い方について、PTAが行っている「家庭でのルールづくり」の支援を行う。	携帯電話（スマホ）での書き込みによるトラブルが報告されており、適切な利用方法の理解の促進や家庭でのルールづくり等を進める必要がある。	各家庭でルールづくりを進め、子どもたちが適切な利用ができるよう地域ぐるみでの取組を目指す。	教育振興課
情報モラル教育の取組	SNS等による適切な発信の仕方を学ぶことができるように情報モラル教育に取り組む。	SNS等の利用が手軽にできるようになり、情報の発信の仕方を一歩誤ること、子どもであっても加害者となってしまうことがあるため、情報モラルについて学ぶ必要がある。	発達段階に応じて、SNSでの情報発信の仕方を学ぶことができるようにしていく。	教育振興課
情報モラル教育の推進	PTAと行政において情報モラル等について取組や情報の共有を行い、情報モラル教育を推進する。	SNSトラブルにおいては加害、被害の両面がある中で、安全で適切な利用の方法を子ども自身が理解して実践していくことが必要である。	学校・家庭（地域）・行政が一体となりながら、情報モラル教育推進を目指す。	教育振興課
災害と人権に関する学習会及び啓発	災害時においても人権が守られ、安心して生活を送れるよう、正しい理解と行動が伴うようにする。	広報誌への記事掲載や学習会を実施したことはあるが、継続した取組ができていない。広報誌や市HPでの広報・周知を行うとともに、防災対策課等と連携して学習会等を行う必要がある。	「ふれあいじんけん学習会」や自主防災組織を対象にした研修等で「災害と人権」に関する学習会を行う。	防災対策課 ふれあい交流センター
災害時要配慮者避難支援対策事業	災害対策基本法に基づき避難行動要支援者名簿の整備及び個別避難計画の作成を行い発災後の被害拡大を抑制する。	個別避難計画の作成率は、一定の水準を維持できているが、計画を活用する仕組みが構築されていない。	優先計画作成者のうち、計画作成に同意をいただいている方の計画作成率9割以上	福祉事務所
避難所運営	地域における生活者の多様な視点を反映した避難所運営体制を確立し、地域防災力の向上を図る。	とりわけ防災対策課が主体的に避難所運営を検討してきたことから、女性、高齢者、障がい者など多様な視点を取り入れることができていない。	避難所運営の在り方を横断的な体制や関係機関等と協議することにより、認識等を共有するとともに、対策等を検討する。	防災対策課

事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
広域避難の受け入れ	津波の被害想定のない広域避難の受入自治体として、市内外を問わず、避難者が安心して避難生活を送れるようにする。	災害弱者に配慮する視点だけでなく、市内外の避難者が共同して生活するという視点も踏まえて避難所運営を検討する必要があるが、いずれも取り入れることができていない。	避難所運営の在り方を横断的な体制や関係機関等と協議することにより、認識等を共有するとともに、対策等を検討する。	防災対策課
LGBTQ ※25 支援	性的マイノリティやその家族が抱える困難を理解し解決に向けて支援する。	相談には応じるが、窓口となる部署が周知されていない。 パートナーシップ制度※26の創設準備を始めるまでに時間を要している。	令和8年度末までにパートナーシップ制度を創設する。	ふれあい交流センター
共生社会の実現に向けた教育	性の多様性を認め合える環境づくり、支援体制を充実させる。	服装、髪型についてなど児童生徒の多様性を尊重しつつある状況だが、悩みや不安を抱える児童生徒への対応については、配慮の例も様々であり、研修を深めていく必要がある。	児童生徒の状況が多様であることを理解し、児童生徒の希望に基づく配慮を行うとともに、会話、発言などにも留意して、多様性を尊重する人間関係づくりを目指す。	教育振興課
多文化共生に向けた教育	異なる国籍や民族の文化や伝統について学び、文化の相違を認め合い、対等な関係を築きながら共に生きていこうとする人権感覚を育む教育を推進する。	学校では「社会科」「特別の教科 道徳」「総合的な学習の時間」「人権学習」等において、多文化共生について学習し、理解を深めている。また、様々な文化をもつ人々と実際に交流する機会を設けている。	様々な文化を持つ人々と実際に交流しながら、異なる民族の文化や伝統について理解し、互いの文化を尊重し合えるようにする。	教育振興課
社会を明るくする運動	7月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間として取り組む。	社会を明るくする運動は、毎年、7月初めに決起集会、広報車による各地区での広報活動、啓発物配布という内容で実施している。また、取組の一環として、月間中に桃太郎旗及び横断幕を主要道路沿いに掲示している。この運動は、犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる社会の実現を目指すための運動であるということを、市民に理解してもらえるように継続して広報活動等により周知する必要がある。	広報車による各地域での広報活動、多くの人が集まる施設等（スーパー、銀行、官公署等）で啓発物を配布し、より多くの人に周知できる広報活動を行っていく。	福祉事務所

※25 LGBTQ

Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性同一性障害等でこころとからだの性が一致しない人等）、Queer/Questioning（クィア又はクエスチョニング、性的指向・性自認が定まらない人）の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称のひとつ。

※26 パートナーシップ制度

法律婚が難しい性的マイノリティのカップル等が、自治体に「人生のパートナー」として関係性を宣言・証明してもらおう制度で、婚姻に準じた行政サービスを受けやすくするもの。

事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
北朝鮮当局による拉致問題に係る啓発事業	市民に拉致問題に対し関心を持ってもらい、認識を深めてもらう。	他の人権課題の啓発等を優先させがちになる。	ポスター又はパネル展示等による啓発を実施する。	ふれあい交流センター
人身取引※ ²⁷ に係る啓発事業	人身取引の防止及び撲滅。	重大な人権侵害の割には、人権啓発等を実施するうえでの優先順位は低い。	ポスター又はパネル展示等による啓発を実施する。	ふれあい交流センター
ハラスメント問題等に係る啓発事業	ハラスメント行為を認識してもらい、防止につなげる。	市民及び事業所に向けて、ハラスメントを一括りにした啓発は行われていない。ハラスメントの種類によっては、人権課題別の施策で対応している。	ハラスメント問題等様々な人権課題に対して、職員として必要な知識を身に付ける。	ふれあい交流センター
職員研修：ハラスメント研修	最新の現状・法制度等を把握し、正しい知識と理解を深め、ハラスメント防止への意識を高める。	令和2年度は一般職、令和3年度は管理職を対象に研修を実施している。今後も研修等を通じて、職員への啓発を継続していく必要がある。	ハラスメント問題等様々な人権課題に対して、職員として必要な知識を身に付ける。	総務課
生活保護事務	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする。	就労支援員を1名配置し、要保護者に対する就労支援を実施している。ハローワーク、生活困窮者自立支援機関(社会福祉協議会)と定期的な協議の場を設け、情報の共有化、就労の場の確保を検討している。市内求人殆どがハローワークに掲載されている。40歳から60歳代(中高年齢層)は、求人が少なくなることや個々の阻害要因により、働き場が少ない。就労意欲が低い、又は基本的な生活習慣に問題があり就労に結びつかない。	生活困窮者自立支援事業(就労準備支援事業)を活用し、就労意欲喚起や日常生活習慣の改善を図り、就労につなげる取組を検討する。就労した者への職場定着等を図るため、個々の状況に応じた相談、フォローアップ体制を確立する。ハローワークや生活困窮者自立支援機関(社会福祉協議会)との連携強化を図る。	福祉事務所
行旅人・行旅死亡人事務	行旅人に旅費を支給する。	行旅人については、平成30年度(1人)、令和元年度(1人)、令和2年度(3人)、令和3年度(0人)と年間0~3人程度への支給となっている。旅費としてではなく、金銭目的での来所者もある。行旅死亡人及び墓埋法適用死亡人については、平成30年度(1人)、令和元年度(3人)、令和2年度(2人)、令和3年度(2人)と横ばい傾向にある。年に数件継続して発生しているため、香美市無縁佛納骨堂が手狭になってきている。	行旅人については、高知方面及び高松等方面に行きたい人で、旅費がない人に500円を支給する。行旅死亡人及び墓埋法適用死亡人については、行旅途中の死亡人等で引き取り人のいない者の葬儀を行う。(身元判明者、身元不明者、白骨死体、部分遺体等も含む。)	福祉事務所
無戸籍児・者対策	様々な事情により無戸籍となっている者の解消を図る。	現在把握している無戸籍児・者はいない。子どもや家庭の事情に接することの多い関係課との連携及び適切な情報共有。	無戸籍児・者の戸籍がつくられ、戸籍がないことによる社会生活上の不利益をなくす。	市民保険課
ふれあいじんけん学習会	住民一人ひとりが、人権問題を正しく理解する学習機会を提供し、市民の人権意識を高める。	年間2~3回、様々な人権問題をテーマに実施してきているが、さらに実施回数を増やし、内容の充実を検討し、参加者を増やしていく必要がある。	人権や人権問題に対する市民の理解が深まるよう、ふれあいじんけん学習会を年4回以上実施し、参加者100名以上とする。	ふれあい交流センター

※27 人身取引(トラフィッキング)

国際的な犯罪組織が暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの強制的な手段により、女性や子どもといった弱い立場にある人々を別の国や場所に移動させ、売春や強制的な労働をさせて搾取すること。

事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
イベント会場等での人権啓発活動	市民に直接触れ合う形で啓発することにより、人権や人権問題に対する市民の理解と認識を深めてもらう。	人権擁護委員と協力し、市内のイベント会場にて、人KENまもる君・あゆみちゃんのウォークパルーンを活用しながら啓発チラシの配布や人権擁護委員の活動紹介、人権相談の周知等を行っている。平成30年度計7回実施。新型コロナの影響で各種イベントが中止又は縮小開催となっている。また、啓発グッズの配付による啓発効果は比較的低いため、啓発内容や対象に工夫が必要であり、啓発グッズと啓発用パンフレットを袋に入れて配布する場合には、SDGs ^{※28} への配慮が必要。	イベント会場等に年間6回以上出向いて啓発活動を行う。	ふれあい交流センター
人権ポスター・毛筆作品の募集	応募作品の作成を通して、人権について考える機会とする。また、作品を展示することによって、市民の人権意識を高める。更に、カレンダーに作品を掲載することにより、年間を通して人権を意識する媒体とする。	小中学生に人権ポスター・毛筆作品を募集。人権週間期間中に中央公民館で応募作品の展示を行い、またじんけんカレンダーに優秀作品を掲載し全戸配布している。今後も継続した取組が必要である。	香美市全小中学校より作品応募があり、また、応募数が継続して250作品以上とする。	ふれあい交流センター
じんけんフェスティバル	広範な層の市民参加を促し、広く人権尊重の普及高揚を図る。	参加者数は、平成28年200名、平成29年220名、平成30年290名、令和元年240名だった。令和2・3年は、新型コロナの影響で中止。参加者アンケートでは、人権への関心や理解が「大変深まった」と「概ね深まった」の割合が84.67%（令和元）だった。幅広い年齢層に参加してもらうために、内容等を厳選するとともに、広報の在り方を工夫する必要がある。また、フェスティバルの名のとおり複数の人権啓発活動を一体的に実施し、かつ楽しめる内容にする工夫が必要。	講演会等への参加者を150名以上とする	ふれあい交流センター
人権週間パレード	市民が人権パンフレットや啓発物を手取る機会を増やすことによって、人権尊重の考えを広く普及させること。	人権週間に、香美人権擁護委員協議会・法務局と協力し、広報車で市内を巡回しながら主要な施設に啓発物を配布していたが、令和2年から実施していない。	今後は、本事業の在り方を検討し、決定に沿って実行すること。	ふれあい交流センター

※28 SDGs [Sustainable Development Goals] (持続可能な開発目標)

地球規模の課題に対応するため、平成27(2015)年の「国連持続可能なサミット」で193のすべての国連加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中に盛り込まれた令和12(2030)年までの国際目標。「誰一人取り残さない」を理念とし、健康・福祉、働きがい・経済成長、気候変動対策などの17のゴールと169のターゲットが掲げられており、今後、社会・経済・環境上の様々な課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組んでいくための、もっとも重要なキーワード、新たなものさしとなる。

事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
各種教室等における人権学習	人権を学ぶことにより正しい知識をもち、理解を深めることで、日常生活の中で人権に配慮した行動がとれるようにする。	ふれあい交流センターが主催するデイサービス事業及びこどもふれあい教室の一環として人権学習を取り入れている。デイサービスでは、年間44回開催のうち4回は人権学習を実施している。こどもふれあい教室は、新型コロナの影響で令和2年度から実施していない。	デイサービス事業で人権学習を年間4回実施する。こどもふれあい教室を再開させる。	ふれあい交流センター
じんけんサークル「まごころ」(人権教室)	中高生を中心に参加者を募集し、各種人権課題について学習する機会をつくる。	自宅学習や部活動等の理由で中学生、高校生の参加者は少ない。参加者増につながる魅力的な研修内容にする必要がある。	『知りたい、聴きたい』と思う内容で開催し、現在より多くの方に参加してもらえ研修とする。	生涯学習振興課
人権広報誌「あけぼの」	香美市民に人権問題の啓発を図る。	「みんなのひろば」といった読者参加のコーナーを設ける、時勢に合ったもの、関心の高い話題を取り上げるなど、内容に関して工夫してきた。今まで以上に読者の層を広げるためにも、字の大きさ、カットや写真の多用等、より見やすく、わかりやすくなるよう、内容の充実を図らなければならない。	誌面をカラーにするなど、視覚に訴え、広報を通じてさらに人権に関する啓発を行っていく。内容に関しても、必要な情報を的確なタイミングで広報できるよう努める。	生涯学習振興課
PTA人権研修会	PTAで人権問題について学習する。	学校ごとにインターネット問題やLGBT等時勢に合った様々な内容の研修を行っている。研修の日程や形についても、参観日と同日に行ったり、地域にも呼びかけて人権コンサートを行うなど工夫を凝らしている。開催する曜日や時間帯を検討することで参加者増につなげたが、一定以上の広がりが見られず、限られたメンバーが参加するにとどまっている。これまで参加がなかった対象者に向けても、広く研修の必要性をPRする等、地道な呼びかけが必要である。	児童生徒を取り巻く人権問題は時代とともに変化していくため、保護者に向けて、状況に応じた情報を研修内容として提供していく。	教育振興課
「保育所保育指針」による取り組み	人権感覚の芽生えの前段となる、道徳性・規範意識が就学前の子どもの意識に芽生えよう努める。	道徳性・規範意識の芽生えを意識した内容の保育について取り組んでいる。	全ての保育園で、道徳性・規範意識の芽生えを意識した内容の保育を実施する。	教育振興課(幼保)
市民大学(人権講座)	市民一人ひとりが、人権問題を正しく理解することができる講演会を実施する。	市民大学の講座のうち1回を「人権講座」と位置付けて、様々な人権について関心を持っていただける内容の講座を開催してきた。今後も生きていく上で、誰でも何かしら人権との関わりはあるものという広い観点で、魅力ある講座を開催していく。	会場によって、キャパシティが異なるが、それぞれの会場の集客が7割以上となるような充実した内容の講座を提供する。	中央公民館
人権教育に係る学習	人権が尊重される学習活動づくり・人間関係づくり・環境づくりに取り組む。	各小中学校において子どもの発達段階に応じて年間指導計画を作成して取り組んでいる。個別の人権課題に関する学習については、各教科とのカリマネも意識しながら学習に取り組んでいくことが必要である。	児童生徒を取り巻く人権問題は時代とともに変化していくため、子どもの発達段階や地域の特色に応じた人権課題を計画的に取り上げ学習していく。	教育振興課
香美市企業等 人権啓発連絡会	香美市企業等 人権啓発連絡会と共に企業内における人権意識の高揚に向けた取組に対し、情報提供等の支援に取り組む。	人権尊重意識の高い職場づくりの形成のためには、職場・事業所代表者をはじめ、職員・従業員の一人ひとりが人権尊重の意識高揚に努めることが重要となるが、現状としては、事業所での個別活動は難しい。	職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取組に対し、情報提供等の支援を行う。	生涯学習振興課

事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
香美市職員研修	人権問題に対する正しい理解と認識を持ち、市職員として必要な人権意識を高める。	香美市職員研修において毎年人権研修を実施している。職員研修の参加率は、過去2年間では約92%となっており、非常に高い水準で推移している。今後とも職員研修への参加について、管理職・参加者への働きかけを積極的に行い、参加率の低下を防ぐようにしたい。	現状どおり、職員研修において人権研修を毎年実施することとし、職員研修の参加率を現状と同じく90%前後で維持する。	総務課
こうち人づくり広域連合職員研修	人権問題に対する正しい理解と認識を持ち、市職員として必要な人権意識を高める。	こうち人づくり広域連合実施の新規採用職員研修及び階層別研修において人権をテーマとするカリキュラムが組まれている。香美市では当該研修への参加を必須としており、非常に高い参加率（ほぼ100%）を維持している。今後とも現状の方針を維持し、管理職・参加者への働きかけを積極的に行い参加率の低下を防ぐようにしたい。	現状どおり、こうち人づくり広域連合が実施する新規採用職員研修及び階層別研修については、該当職員の当該研修への参加を必須とし、参加率を現状と同じく100%前後で維持する。	総務課
企業等人権啓発連絡会研修	人権問題に対する正しい理解と認識を持ち、市職員として必要な人権意識を高める。	現在、香美市では香美市企業等人権啓発連絡会が実施する新規採用職員を対象とした人権研修会への参加を必須としており、非常に高い参加率（ほぼ100%）を維持している。今後とも現状の方針を維持し、管理職・参加者への働きかけを積極的に行い、参加率の低下を防ぐようにしたい。	現状どおり、香美市企業等人権啓発連絡会が実施する新規採用職員を対象とした人権研修会については、該当職員の当該研修への参加を必須とし、参加率を現状と同じく100%前後で維持する。	総務課
企業等人権啓発連絡会研修	香美市企業等人権啓発連絡会と共に人権意識の普及、高揚を図るため、市の主催する人権事業への参加を促すとともに、保健・医療・福祉関係者の人権教育が充実されるよう関係機関等への働きかけを行う。	人権尊重意識の高い職場づくりの形成のためには、職場・事業所代表者をはじめ、職員・従業員の一人ひとり人権尊重の意識高揚に努めることが重要となるが、現状としては、事業所での個別研修会の開催は難しい。	保健・医療・福祉関係者の人権教育の充実を図る。	生涯学習振興課
教職員等研修	人権意識に対する正しい理解と認識を持ち、教職員として必要な人権意識を高め、子どもたちにとって身近なモデルとして示されるよう努める。	人権研修に関しては、各校で校内研修や人権参観日を実施したり、高知県等が主催する人権教育研修への参加を呼びかけ、教職員の人権啓発に努めている。	学校としての組織的・計画的な取組の推進や教職員研修の改善と充実を行っていく。	教育振興課
保育職員研修	日々の関わりの中で、子どもの人権に配慮し、子ども一人ひとりの人格を尊重した保育を行えるよう職員が相互に実践力を高めていく体制を作る。	保育職員総合研修（年4回）及び16部会で園内研修を計画・実施する。保幼小中合同研修を実施し、保育・教育活動に関する相互理解を深める。またティーチャーズ・トレーニングの実施や県等外部主催の研修に参加し、職員の資質を向上させる。	正職員・臨時職員が全員参加できる体制づくり。職員研修の継続により、職員の資質と技術の向上を図る。	教育振興課

事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
社会教育担当職員研修	地域社会における人権教育に関する認識を深めるとともに、資質向上を図るため、研修会を行う。	社会教育を推進していく上で、地域社会との関わりが大きい関係職員への人権教育は重要である。 時代の変化と共に、同和問題をはじめ、あらゆる人権問題が複雑になってきていることから、常に新しい知識を身に着ける必要がある。	時代の変化に対応できる人材を育成していくため、研修会を行う。	生涯学習振興課

第4章 計画の推進

1 推進体制

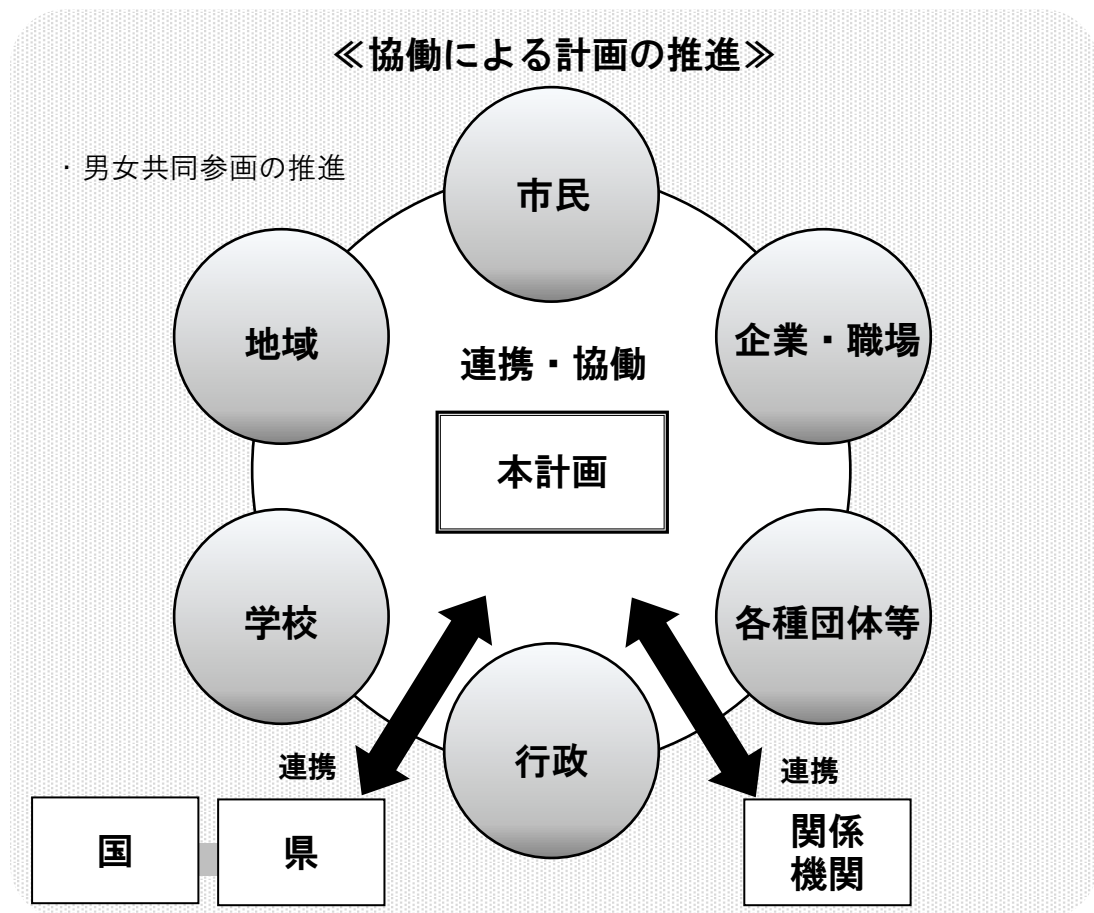


本計画の基本理念である「性別に関係なく市民の個性と能力を活かし、一人ひとりが自分らしくいきいきと暮らせる社会づくり」のため、計画に定める施策を市政の様々な分野で積極的に推進していきます。

庁内では、関係各課の連携を図りながら、総合的かつ効果的に取り組んでいきます。施策の推進にあたっては、国・県・関係機関との連携が重要です。国や県の動向を把握し、整合性に配慮するとともに、社会情勢等も十分に考慮し、施策の推進を図ります。また、様々な関係機関と連携・協力し、総合的に施策を推進します。

さらに、市民、地域、学校、企業、各種団体等が、自らが男女共同参画社会づくりの担い手であることを認識し、男女共同参画意識の向上に努め、積極的な取組が行えるよう、連携・協働を進め、計画の推進を図っていきます。

性別に関係なく市民の個性と能力を活かし、
一人ひとりが自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現



2 男女共同参画を進めるための支援・相談窓口



相談内容	相談窓口	〒	住所	電話番号	受付時間
男女共同参画	こうち男女共同参画センター「ソーレ」	780-0935	高知市旭町 3-115	088-873-9100	9:00~17:00 (第2水曜日・祝日・年末年始を除く)
	高知県子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課	780-8570	高知市丸ノ内 1-2-20	088-823-9651	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
	法務局みんなの人権110番(全国共通)	780-8509	高知市栄田町 2-2-10(高知よさこい咲都合同庁舎8階) 高知地方法務局人権擁護課	0570-003-110	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
	香美市立ふれあい交流センター	782-0045	香美市土佐山田町 1961番地	0887-53-2631	8:30~12:00 13:00~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
女性に関する相談	こうち男女共同参画センター「ソーレ」	780-0935	高知市旭町 3-115	088-873-9555	9:00~12:00 13:00~17:00 (第2水曜日・祝日・年末年始を除く) ◆最終受付 16:00
	高知県女性相談支援センター※29	780-8015	高知市百石町 2-34-8	088-833-0783	9:00~17:15 18:00~22:00 (土日祝日・年末年始を除く) 9:00~12:00 13:00~20:00 (土日祝日)
	法務局みんなの人権110番(全国共通)	780-8509	高知市栄田町 2-2-10(高知よさこい咲都合同庁舎8階) 高知地方法務局人権擁護課	0570-003-110	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
男性のための悩み相談	こうち男女共同参画センター「ソーレ」	780-0935	高知市旭町 3-115	088-873-9100	18:00~20:00 (毎月第1火曜日、第2金曜日、第3・4水曜日) ◆要予約

※29 女性相談支援センター

女性の抱えるさまざまな問題について相談に応じる県の相談機関。必要に応じて、一時的な保護や自立に向けたさまざまな支援をおこなっており、配偶者暴力相談センター(DV被害者の相談支援等を行う機関)としての機能ももつ。

相談内容	相談窓口	〒	住所	電話番号	受付時間
セクシュアル・ハラスメント	高知労働局 雇用環境・均等室	780-8548	高知市南金田 1-39	088-885-6041	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
LGBTs ※30 に関する相談	こうち男女共同参画センター「ソーレ」	780-0935	高知市旭町 3-115	にじいろコール 0120-56-2416	13:30~16:30 (毎月第4土曜日)
性犯罪被害相談	性犯罪・DV・ストーカー等相談電話	780-8544	高知市丸ノ内 2-4-30 高知県警察本部	088-873-0110	24時間
暴力(DV)に関する相談	高知県女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	780-8015	高知市百石町 2-34-8	088-833-0783	9:00~17:15 18:00~22:00 (土日祝日・年末年始を除く) 9:00~12:00 13:00~20:00 (土日祝日)
	警察総合相談電話			#9110 (全国共通)	24時間
		780-8544	高知市丸ノ内 2-4-30 高知県警察本部	088-823-9110	
	こうち男女共同参画センター「ソーレ」	780-0935	高知市旭町 3-115	088-873-9555	9:00~12:00 13:00~17:00 (第2水曜日・祝日・年末年始を除く) ◆最終受付 16:00
	法務局みんなの人権110番(全国共通)	780-8509	高知市栄田町 2-2-10(高知よさこい咲都合同庁舎8階) 高知地方法務局人権擁護課	0570-003-110	8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
	香美市福祉事務所	782-8501	香美市土佐山田町宝町 1-2-1	0887-53-3117	8:30~12:00 13:00~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)

※30 LGBTs

Lesbian (レズビアン、女性同性愛者)、Gay (ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、性同一性障害等) どころとからだの性が一致しない人等の頭文字に、s (それ以外の多様な性の存在を表したもの) をつけた単語で、セクシュアル・マイノリティ (性的少数者) の総称のひとつ。

相談内容	相談窓口	〒	住所	電話番号	受付時間
こども・青少年に関する相談	児童家庭支援センター高知みその(電話相談)	780-0062	高知市新本町 1-7-30	088-872-6488	◆～令和8年3月 8:30～18:00 ◆令和8年4月～ 8:30～17:30
	法務局こどもの人権110番	780-8509	高知市栄田町 2-2-10(高知よさこい咲都合同庁舎8階) 高知地方法務局人権擁護課	0120-007-110	8:30～17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
	24時間子どもSOSダイヤル	780-8031	高知市大原町 120-1 高知県心の教育センター	0120-0-78310	24時間
	高知県心の教育センター来所予約・教育相談電話	780-8031	高知市大原町 120-1 高知県心の教育センター	088-821-9909	9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
	高知県中央児童相談所	780-8081	高知市若草町 10-5	088-821-6700	8:30～17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
	高知県思春期相談センター「PRINK」	780-0915	高知市小津町 6-4 県立塩見記念青少年プラザ4F	088-873-0022	13:00～19:00 (日祝日・年末年始を除く)
	香美市福祉事務所(家庭児童相談員)	782-8501	香美市土佐山田町宝町 1-2-1	0887-53-3144	8:30～12:00 13:00～17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
	少年育成センター	782-8501	香美市土佐山田町宝町 1-2-1	0887-53-1083	8:30～12:00 13:00～17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
	教育支援センター「ふれんどるーむ」	782-0034	香美市土佐山田町宝町 2-3-3 西庁舎	0887-52-9284	9:00～17:00 (土日祝日・年末年始を除く)
出産・育児相談	子育てセンターなかよし	782-0016	香美市土佐山田町山田 1150-1	0887-53-1008	8:30～17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
	子育てセンターびらふ	781-4212	香美市香北町美良布 1085	0887-59-3121	8:30～17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
	子育て・女性健康支援センター高知	780-8040	高知市神田 887-2	088-855-8533	9:00～17:00 (土日祝日・年末年始を除く)
	香美市健康推進課親子すこやか班	782-8501	香美市土佐山田町宝町 1-2-1	0887-52-9281	8:30～17:15 (土日祝日・年末年始を除く)

この相談窓口は、令和8年1月1日現在で作成しています。